

基礎・境界ソサイエティ-NOLTA ソサイエティ共同運営における電子メール審議内規

(平成 27 年 9 月 10 日 制定)
(2019 年 4 月 25 日 一部改正)

この内規は、基礎・境界ソサイエティ-NOLTA ソサイエティ（以下、ESS-NLS と称す）共同運営委員会の電子メール審議について規定するものである。

（目的）

第 1 条 ESS-NLS 共同運営委員会の審議事項の提案につき、審議を円滑に進めるための補助的な手段として、電子メールによる審議（以下、メール審議と称す）により承認を得ることができる。

（審議の方法）

第 2 条 メール審議は、ESS-NLS 共同運営委員会における審議の補助的な手段として急を要する場合において、これを行う。

2. 審議にあたっては、審議が円滑に進むよう審議の期限を明示し、その期限をもって審議を終結することとする。その審議期間は原則として最短 1 週間を必要とする。

（承認の方法）

第 3 条 メール審議に付された審議事項に対して、審議期間中に ESS-NLS 共同運営委員会構成員から、反対意見あるいはメール審議に付すべきではないとの意見がない場合、その審議事項は承認されたものとする。一方、反対意見あるいはメール審議に付すべきではないとの意見がある場合は、メール審議を中止し、直近の ESS-NLS ESS-NLS 共同運営委員会の審議に付すことを認める。

付則 この内規は平成 27 年 9 月 10 日を制定日とし、平成 27 年 6 月 7 日に遡って適用する。

付則 この内規の 2019 年 4 月 25 日改正は、2019 年 6 月 6 日に適用する。

補足 本内規の変更には ESS-NLS 共同運営委員会の議決を要する。